

前月比	
人口	448,581 (+411)
男	220,084 (+223)
女	228,497 (+188)
世帯数	142,033 (+191)
55年6月末日現在	

発行日 毎週日曜日  
発行所 新潟市役所  
新潟市西通6番町  
電話代表(28)1000  
編集人 高橋由子  
(新潟市民会館印刷部)  
印刷所 鶴第一印刷所

(昭和30年9月20日)  
第三種郵便物認可

鳥屋野地区センターが完成し、連絡所・公民館・図書館が明日から、地区保健センターが八月十一日から業務を開始します。

市では、住民サービスの向上と地域の活動の場として、地区センターの建設を進めています。鳥屋野地区センターは、石山・坂井輪に続いて三番目のオープンとなります。

連絡所では、市税の収納、模写電送装置による戸籍謄抄

## とやの地区センター(連絡所・図書館・公民館) 明日業務開始

### 地区保健センターは十一日

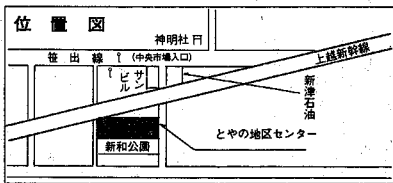
本や住民票の写しなどの各種証明書の交付ができます。ただし、八月四日は模写電送装置の移転工事を行いますので、電送事務は休みます。

公民館・図書館は明日から利用ができます。図書館の貸し出しを希望する方は、印鑑と住所を証明するもの(免許証、保険証、母子手帳など)をお持ちになつておいてください。

なお、公民館のオープン記念行事、十二日オープンの日

連絡所	☎83-0406
	☎83-0407
公民館	☎85-2371
図書館	☎85-2372
地区保健センター	☎85-2373

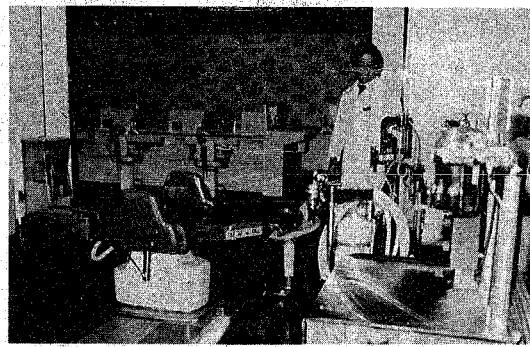
区保健センターの業務内容については次号で紹介いたします。



### 各階配置図

水電室・電気室	
機械室	
大ホール	音楽講座室 4階
美術工作室、調理実習室	3階
資料室、講座室、集客室、保育室	3階
公民館及び図書部事務室	2階
図書室、図書室、和室	2階
連絡所 (正面玄関)	地区保健センター 1階

## 日本歯科大学附属病院 心身障害児歯科センター 明日オープン



心身障害児歯科センターの内部

心身障害児歯科センター七 指導、保護者への保健指導をセンター長、下岡正教授は、行います。

心身障害児の歯科治療・訓練。市は総事業費七十八万円で、

## 集地的・効率的な治療を実施

日本歯科大学新潟歯学部附属病院(浜浦町一八、☎六七一五〇〇)では、同病院内に、心身障害児の歯科治療を行う歯科センターの建設を進めてきました。このほど施設が完成し、明日から診療を開始します。

望み強い。心身障害児専用の歯科センターを新設し、集地的なプロジェクト体制を組んで、集地的かつ効率的な診療を行っていくこととします。

一部を補助して、障害児福祉を増進を図ります。

同センターには、肢体不自由児用に特別に開発したイス、四脚・全身麻酔用器械二台、口腔清掃用イス八台、うち車イス用(台)一などを設けました。

また、母親・子供と先生の信頼関係をつくることとして、レニング・ルームを設けました。ここでは、子供と一緒に遊びながら、その子供についての情報をできるだけ集める適切な治療を考えていきます。また、歯を磨く習慣をここで身につけてもらいます。

同病院では、以前から小児歯科・口腔外科などで心身障害児の歯科治療を行って地域の医療福祉に大きな貢献を行ってきました。

## 中小企業向け融資 貸付限度額をアップ

市では、中小企業向けの各種融資制度(妻)を行って、最近、患者数が急増し(現在百四十人が通院)、一般患者の負担が重なり、大規模な診療では処理できなくなっています。また、保護者からの希望が正されました。

改正点は、①無担保無保証人融資の貸付限度額を二百五十万円から三百万円へ引き上げる。②大規模店対策(金)の貸付対象期間を、一年以内から二年以内(大・中型店が進出してから)へ延長するの二点です。

はもろ。したがって患者さん、ちま。医師、父兄に對しても、大変な恨れと怒りを要します。



## 私の街がど

田ん圃の中の曲がくねつた細い道が戦後跡地整理でバスも通り、スパーや商店が立ち並び、木戸小学校も建て替えられ、蜂の巣型になったが、一棟だけとは普通の箱型となった。午後には下校の生徒・買物の主婦と大賑わいだ。商店街で通り名を募集したら、木戸小學生の「はちのす通り」が当選した。

晩春の夕ぐれ、商店街に灯がともり、残り少ない田ん圃から蛙の合唱が流れてくる。それもやがて聞けなくなるが来る。

石川 公子(中)

### 「道路をまもる月間」%~8

#### 豊かさを子孫に残す道づくり

8月1日から31日までの1か月間、全国一斉に「道路をまもる月間」運動が実施されています。安全で快適な道路環境を保持するため、次のことにご注意ください。

私道の側溝を市道の側溝に接続させるときや、看板等広告物を出すために道路を占用して使用する場合は、許可が必要です。なお、歩道を商品等の置場にして不法に占用し、交通の障害になっているなど悪質な事例や、市道関係の要望、苦情は道路課(☎28-1000)、東・西土木事務所(☎45-1351、☎69-5238)へご連絡ください。

### 8月のボランティアビューロー案内

#### 問い合わせ 市ボランティアビューロー(八千代1、☎43-4370)へ

ボランティア相談・ボランティア活動紹介、あつせん相談など

日時 日曜・祭日を除く毎日午前9時~午後4時

手づくりコーナー...ぬいぐるみ作り

日時 毎週火・木曜日午前9時~午後4時

木曜ボランティアサロン...ボランティア相談、グループの情報交換など

日時 毎週木曜日午後6時~8時半

ジュニアサロン...中・高校生、若い人向け

日時 毎週土曜日午後1時半~3時半

\*ボランティアビューローは、8月11日~16日、21日~23日の間は休みます。

### はちのす通り

みなさんの力で住みよい街を

①公務特集

②緑化作文優秀賞第一席紹介(三画)

③児童(特別児童)扶養手当(三画)

④現況届の提出

⑤青春村inにいがた

(四画)